

新年明けましておめでとうございます。

今年のお正月は大荒れの天候で、1日から雪が降る寒い正月でした。

皆様方は良き年をお迎えになられたことと思います。

昨年は広島県土砂災害、御嶽山の噴火等自然災害の多い年でした。今年はこのような災害のない年になってもらいたいものです。

今日から残りの任期のスタートです。6月までの半年間、前期同様のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

本日の会長の時間は、税制改正大綱についてです。

自民、公明両党は年末の30日に2015年度税制改正大綱を発表しました。この度の改正は2本の柱になっています。1つは法人税の減税、もう1つの柱は高齢者の持っている資産を若い世代への移転です。

#### 法人税減税

この度の税制改正の目玉は、法人税改革です。日本の企業業績に連動する所得に対する実効税率は、今は34.2%とアメリカに次いで2番目の高くなっています。そこで2015年度に2.51%下げて32.11%に、16年度に0.78%以上上げて31.33%以下にするというものです。

業績のいい企業の税負担を軽くし、企業に積極経営を促す狙いがあります。当面の目標のドイツ並みの29%台にはまだ遠いですが、第一歩を踏み出したことになります。

ただし、日本の法人の99.99%を占める資本金1億円未満の中小企業は、年800万円以下の所得にかかる法人税率は15%と低い税率で、この部分は2年延長適用になっており、年800万円を超える部分が25.5%から23.9%に下がる。

#### 贈与税

1600兆円の個人金融資産の大部分を所有している高齢者は、お金を使わないで貯蓄に回しているため、親や祖父母が子や孫にお金を譲り、若い世代が必要なお金を十分に使えるようにして、景気の下支えと少子化対策につなげようと「贈与税」の優遇制度が広がります。

2015年4月から子や孫の「結婚」「出産」「子育て」のお金が対象になります。4年間の期間限定で、結婚式・披露宴や引っ越し、不妊治療など出産にかかる費用、ベビーシッターや子供の医療費、保育費用などに使えますが、新婚旅行の費用は対象外です。また、子育てに必要な費用であっても、生まれた子供のおむつやベビーベッド、ベビーカーといった物品の購入費用も対象外です。子や孫1人につき1千万円まで贈っても税金がかからないが、結婚の費用として使えるのは300万円までです。

お金は専用の口座で管理され、認められた目的に使う時だけ、領収書などと引き替えにおろせるようになっていました。贈った祖父母や親が亡くなった場合は、その時点の口座の残高が相続税の計算の対象になる。生前だけ非課税で使える贈与と言えます。

また、これまでもあった学校の入学金や授業料など教育に関する資金 **1500万円までの贈与**の非課税制度は、2015年12月までだった期限を2019年3月まで延長になります。

## その他

そのほかに安倍政権の重点課題である**地方創生**も税制改正で後押しします。東京の一極集中を是正し、地方が活性化する目的で、企業が本社機能を東京23区から地方に移した場合には新社屋などへの投資額の7%を法人税から差し引くようになります。

**ふるさと納税の制度**も税金の軽減を受けられる金額の上限が、2015年4月から今の2倍に広がります。

他にもいろいろありますが、増税に関しては2013年度改正で決定している相続税の基礎控除の40%減額がすでに2015年1月から始まっており、3000万円+法定相続人1人当たり600万円となります。

この度の税制改正をうまく利用すれば若い世代への財産の移転を無税で行えるようになりますので、相続税のご心配の方はご検討下さい。